

# 神崎郡地域 循環型社会形成推進地域計画

市川町  
福崎町  
神河町  
中播北部行政事務組合

令和5年12月

# 目次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
	(1) 対象地域 .....	1
	(2) 計画期間 .....	2
	(3) 基本的な方向 .....	2
	(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討 .....	2
	(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容 .....	3
2	循環型社会形成推進のための現状と目標.....	3
	(1) 一般廃棄物等の処理の現状 .....	3
	(2) 一般廃棄物等の処理の目標 .....	5
3	施策の内容.....	9
	(1) 発生抑制、再使用の推進に関する施策 .....	9
	(2) 処理体制 .....	10
	(3) 処理施設の整備 .....	12
	(4) その他の施策 .....	13
4	計画のフォローアップと事後評価.....	13
	(1) 計画のフォローアップ .....	13
	(2) 事後評価及び計画の見直し .....	13

## 【添付資料】

様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

参考資料様式 1 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

参考資料様式 2 施設概要（エネルギー回収施設系）

## 別添資料

- 1) 対象地域図
- 2) トレンドグラフ
- 3) 地域内の施設の現況と予定（位置図）
- 4) 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ

# 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

## (1) 対象地域

構成市町村名： 市川町、福崎町、神河町

面積： 330.69km<sup>2</sup>

人口： 40,656人（令和4年10月31日現在）

項目 \ 市町名	市川町	福崎町	神河町	合計
面積(km <sup>2</sup> )	82.67	45.79	202.23	330.69
人口(人)	11,197	18,758	10,701	40,656



図1 市川町、福崎町、神河町 位置図

## (2) 計画期間

本計画は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

## (3) 基本的な方向

神崎郡地域（以下「本地域」という。）は、兵庫県の内陸部に位置し、北部は朝来市、東部は多可町・加西市、南部は姫路市、西部は宍粟市と接している。3町のほぼ中央部を、北から南に市川が流れており、周囲は1,000m級の山々に囲まれ、峰山・砥峰高原は関西地方でも有数の高原地帯として自然志向型の都市住民との交流の場となっている。

市川町、神河町に福崎町を加えた中播北部行政事務組合では、発生抑制（Reduce）・再利用（Reuse）・再生利用（Recycle）にリフューズ（Refuse）、リペア（Repair）を加えた5Rを推進するとともに、発生する廃棄物については、エネルギーとしての有効利用等、適正な処理・処分に努めていくことで、環境への負荷の少ない循環型社会形成を実現することを目指して、温室効果ガス排出量の削減、省資源やリサイクル対策、環境に配慮した製品の購入（グリーン購入）の推進などに取り組んでいる。

生活系ごみについては、特に製品プラスチックや容器包装プラスチックといったプラスチック類について、ライフスタイルの見直しによる発生抑制を進めるとともに資源化を推進し、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図る。

また、事業系ごみについても、ごみの適正排出や排出者責任及び拡大生産者責任について周知・啓発するとともに、処理手数料の見直し等といった施策の実施により、発生抑制に努める。

## (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討

本地域のごみ処理について、かつては市川町と神河町については、2町で構成する中播北部行政事務組合が管理・運営している中播北部クリーンセンターで、福崎町については、姫路市と福崎町で構成するくれさか環境事務組合が管理・運営しているくれさかクリーンセンターでそれぞれごみ処理を行ってきた。しかし、くれさかクリーンセンターが令和3年度末で稼働を停止したことに加えて、中播北部クリーンセンターの稼働できる期間も最長で令和9年度末までとなっていることから、令和3年7月に福崎町が中播北部行政事務組合に加入し、令和10年4月からは、新たに整備する（仮称）神崎郡ごみ処理施設において、市川町、福崎町、神河町の3町によるごみ処理広域化を行う計画である。

ごみ処理施設の整備については、急速な社会情勢の変化によって生活様式等が大きく変貌しつつあることや、ごみの種類や処理方法が多様化し、その処理に関して様々な問題や課題があることを鑑み、より一層の効率的な資源・熱エネルギーの有効利用及び適正なごみ処理を目指し、循環型社会にふさわしい廃棄物・リサイクル処理システムの構築を図ることが可能となるように計画する。

## (5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

令和3年3月にプラスチックを資源として一括回収する仕組みの導入等が盛り込まれた「プラスチック資源循環促進法案」が閣議決定され、同年6月には「プラスチック資源循環促進法」が成立し、令和4年4月に施行されている。

本組合の構成町においても、町民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するよう、ごみカレンダーやポスター等で啓発・情報提供を行うとともに、小学校と連携し環境学習を行ってきた。

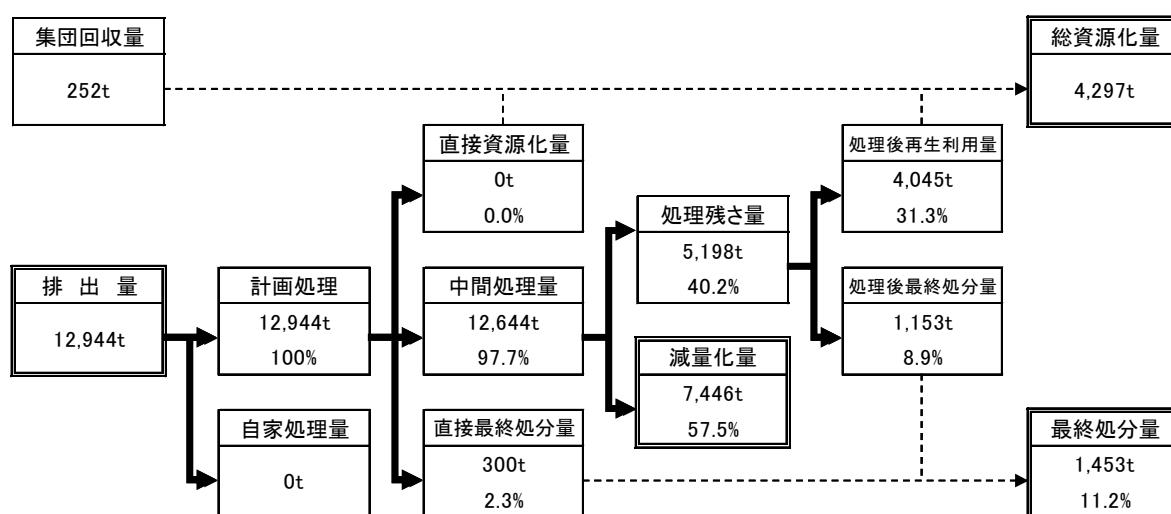
今後も継続してプラスチック容器包装廃棄物の分別収集や町民への啓発・環境学習を実施していくとともに、(仮称)神崎郡ごみ処理施設の稼働と併せて、令和10年度から新たに製品プラスチックの回収・資源化を実施していく。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

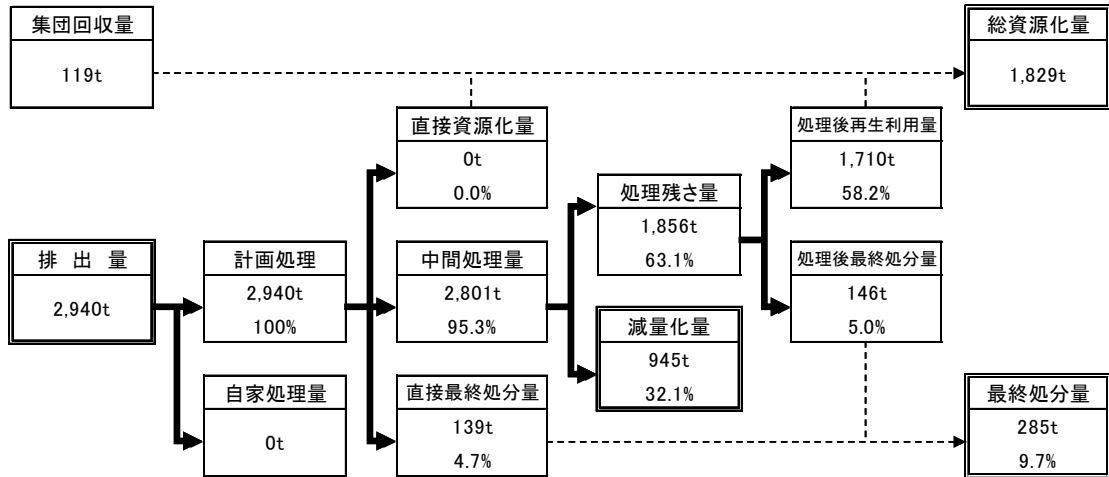
令和4年度の一般廃棄物の排出・処理状況を図2に示す。

総排出量(=排出量+集団回収量)は13,196トンであり、再生利用される総資源化量は4,297トン、リサイクル率(=総資源化量÷(排出量+集団回収量))は32.6%(RDF化を除くと12.3%)である。



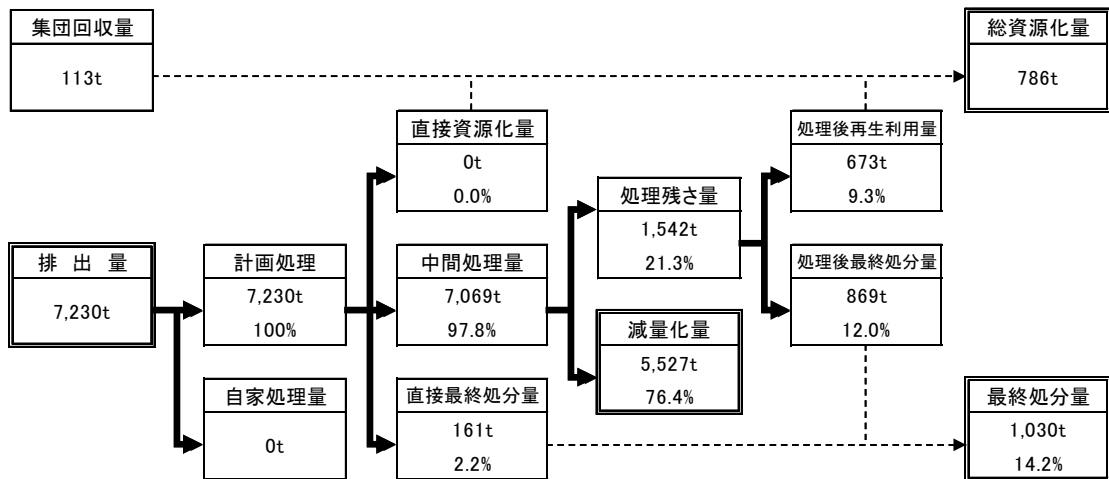
※四捨五入の端数処理のため、合計が合わない場合がある。

図2 一般廃棄物の処理状況フロー(令和4年度実績:市川町、福崎町、神河町)



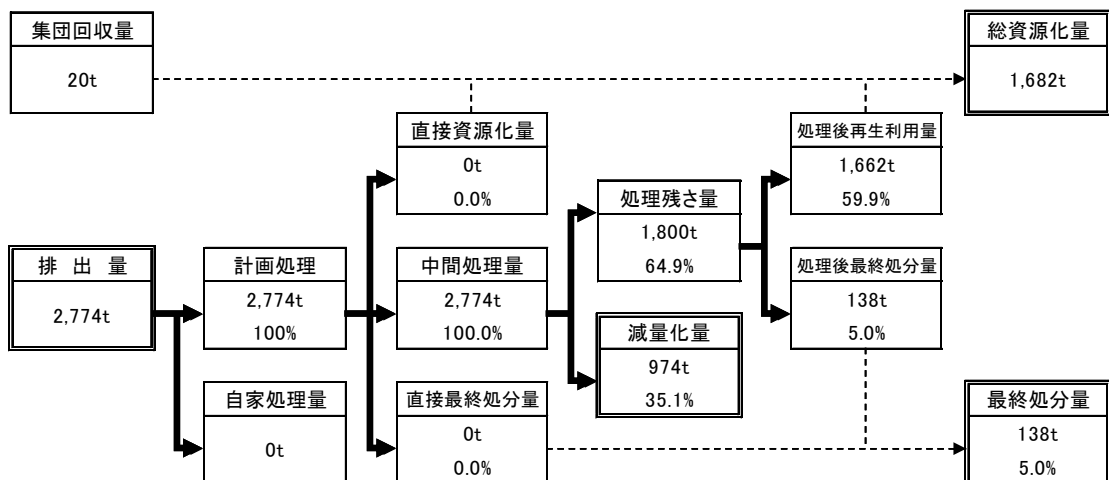
※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図3 一般廃棄物の処理状況フロー（令和4年度実績：市川町）



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図4 一般廃棄物の処理状況フロー（令和4年度実績：福崎町）



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図5 一般廃棄物の処理状況フロー（令和4年度実績：神河町）

## (2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標（市川町、福崎町、神河町）

指標・単位		現状(割合 <sup>※1</sup> ) (令和4年度)	目標(割合 <sup>※1</sup> ) (令和11年度)
排出量	事業系 総排出量	4,295 t	4,070 t ( -5.2%)
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	2.1 t/事業所	2.0 t/事業所 ( -4.8%)
	生活系 総排出量	8,649 t	7,804 t ( -9.8%)
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	190 kg/人	178 kg/人 ( -6.3%)
合計 事業系生活系排出量合計		12,944 t	11,874 t ( -8.3%)
再生利用量	直接資源化量	0 t ( 0.0%)	0 t ( 0.0%)
	総資源化量	4,297 t ( 32.6%)	1,986 t ( 16.5%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	発電量: 0 MWh 熱利用量: 0 GJ	発電量: 0 MWh 熱利用量: 14,900 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	1,453 t ( 11.2%)	1,700 t ( 14.3%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

※4 埋立最終処分量、埋立処分率の増加については添付資料「焼却施設の整備に伴う目標年次における再生利用率及び最終処分率の見込みについて」を参照

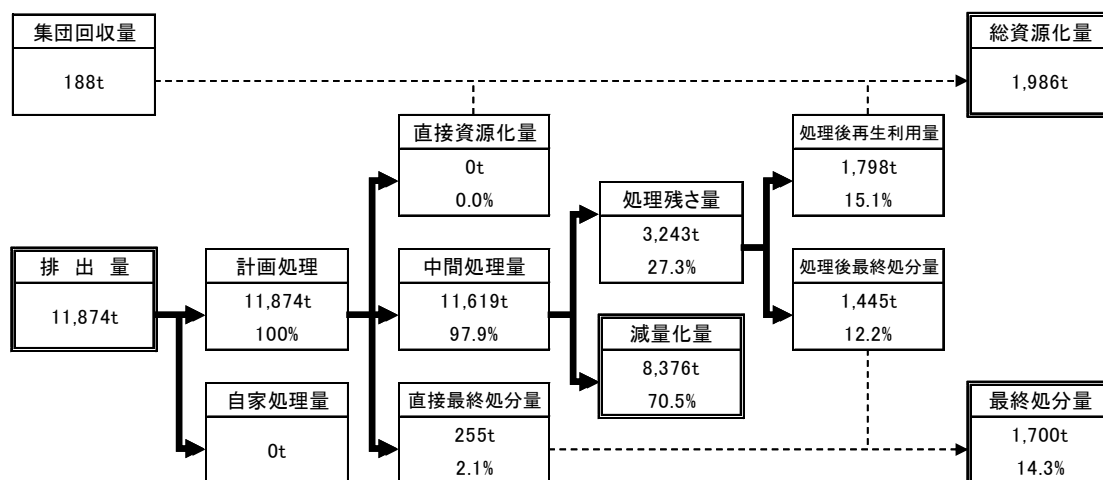
《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）[単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]及び熱利用量 [単位：GJ等]

最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 6 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和 11 年度：市川町、神河町、福崎町）

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標（市川町）

指標・単位		現状(割合 <sup>※1</sup> ) (令和4年度)	目標(割合 <sup>※1</sup> ) (令和11年度)
排出量	事業系 総排出量	641 t	596 t ( -7.0%)
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	1.3 t/事業所	1.2 t/事業所 ( -7.7%)
	生活系 総排出量	2,299 t	1,984 t ( -13.7%)
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	180 kg/人	179 kg/人 ( -0.6%)
合計 事業系生活系排出量合計		2,940 t	2,580 t ( -12.2%)
再生利用量	直接資源化量	0 t ( 0.0%)	0 t ( 0.0%)
	総資源化量	1,829 t ( 59.8%)	419 t ( 15.9%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	発電量: 0 MWh 熱利用量: 0 GJ	発電量: 0 MWh 熱利用量: 3,900 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	285 t ( 9.7%)	450 t ( 17.4%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

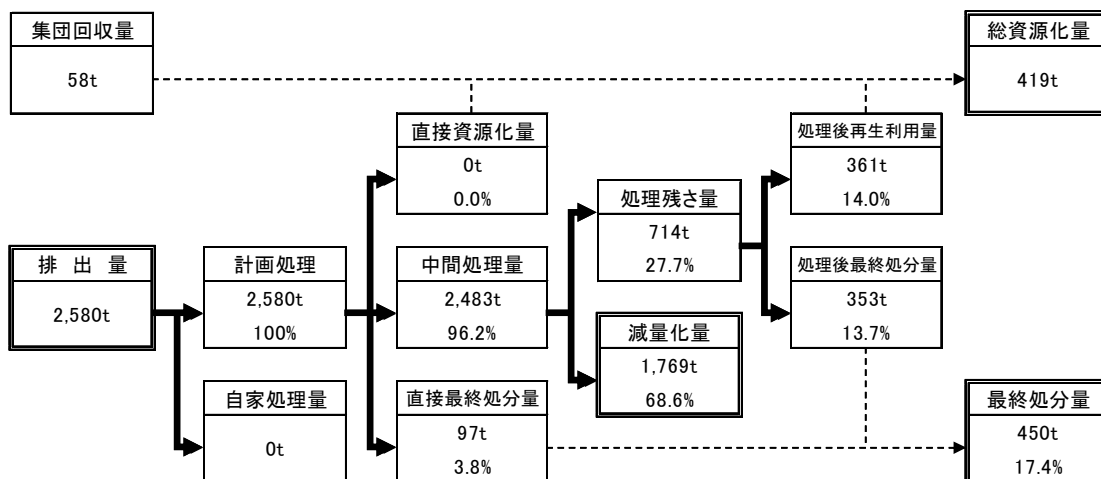
《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）[単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]及び熱利用量 [単位：GJ等]

最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図7 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和11年度：市川町）



表3 減量化、再生利用に関する現状と目標（福崎町）

指標・単位		現状(割合 <sup>※1</sup> ) (令和4年度)	目標(割合 <sup>※1</sup> ) (令和11年度)
排出量	事業系 総排出量	2,999 t	2,842 t ( -5.2% )
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	3.1 t/事業所	3.0 t/事業所 ( -3.2% )
	生活系 総排出量	4,231 t	4,010 t ( -5.2% )
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	206 kg/人	180 kg/人 ( -12.6% )
合計 事業系生活系排出量合計		7,230 t	6,852 t ( -5.2% )
再生利用量	直接資源化量	0 t ( 0.0% )	0 t ( 0.0% )
	総資源化量	786 t ( 10.7% )	1,196 t ( 17.2% )
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	発電量: 0 MWh 熱利用量: 0 GJ	発電量: 0 MWh 熱利用量: 7,300 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	1,030 t ( 14.2% )	917 t ( 13.4% )

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

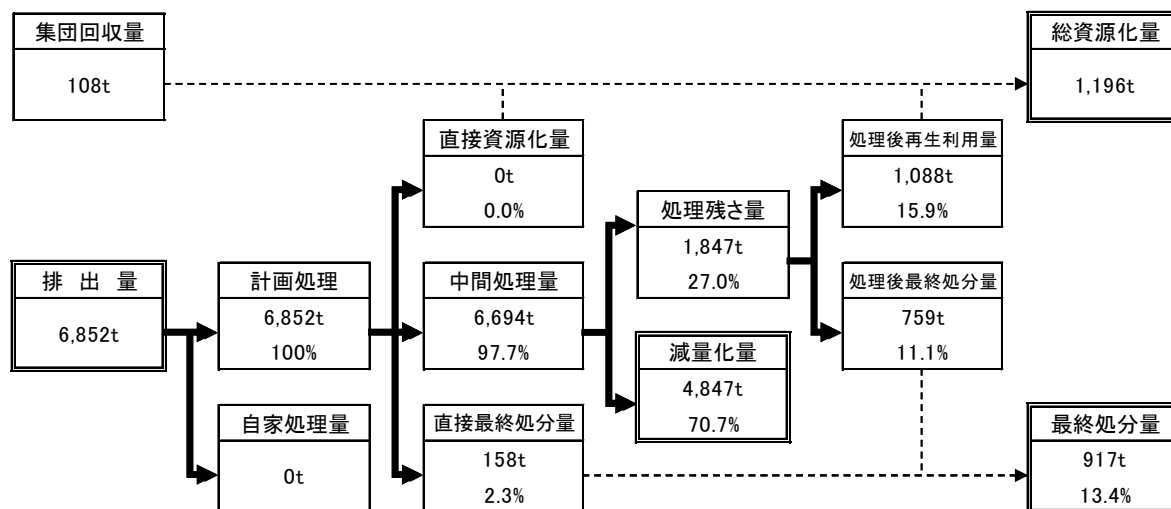
《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）[単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]及び熱利用量 [単位：GJ等]

最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図8 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和11年度：福崎町）

表 4 減量化、再生利用に関する現状と目標（神河町）

指標・単位		現状(割合 <sup>※1</sup> ) (令和4年度)	目標(割合 <sup>※1</sup> ) (令和11年度)
排出量	事業系 総排出量	655 t	632 t ( -3.5% )
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	1.2 t/事業所	1.1 t/事業所 ( -8.3% )
	生活系 総排出量	2,119 t	1,810 t ( -14.6% )
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	173 kg/人	171 kg/人 ( -1.2% )
合計 事業系生活系排出量合計		2,774 t	2,442 t ( -12.0% )
再生利用量	直接資源化量	0 t ( 0.0% )	0 t ( 0.0% )
	総資源化量	1,682 t ( 60.2% )	371 t ( 15.1% )
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	発電量: 0 MWh 熱利用量: 0 GJ	発電量: 0 MWh 熱利用量: 3,700 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	138 t ( 5.0% )	333 t ( 13.6% )

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

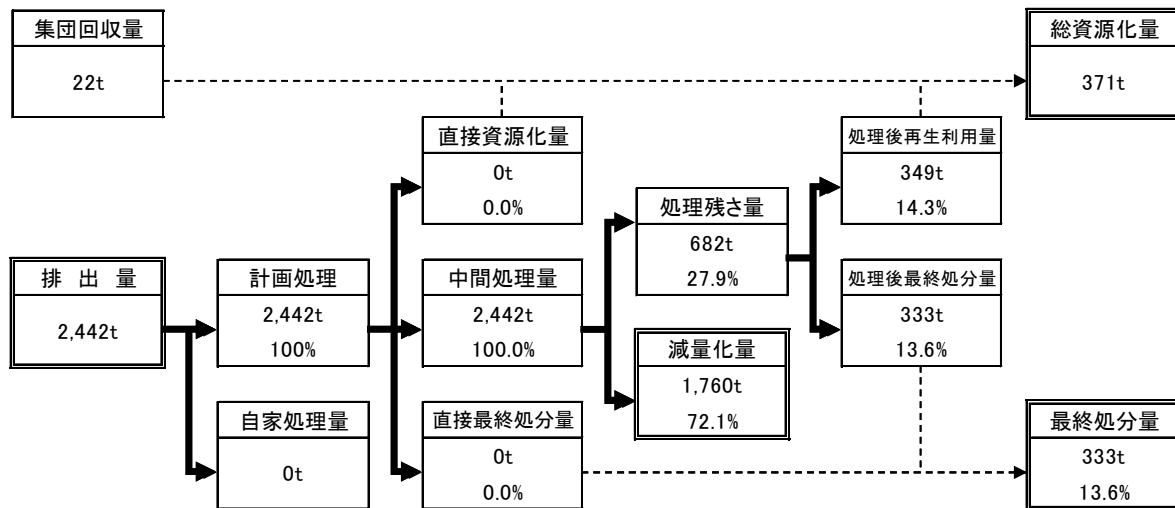
《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）[単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]及び熱利用量 [単位：GJ等]

最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 9 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和11年度：神河町）

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進に関する施策

##### ア 有料化

生活系ごみについて、現在も指定袋での収集を行っており、一定の効果が得られているが、さらなる発生抑制の観点から、有料化について検討を行う。

具体的には、将来構成町ごとに異なるごみ袋の単価を統一すると同時に単価を上げることについて調整中で、住民の理解を得やすい方策について議論を重ねている。

事業系ごみについて、新施設稼働と同時に、構成町で異なる処理手数料を高い構成町側の額に統一するよう検討する。

ごみ排出量の推移や周辺自治体の有料化制度導入状況に加え、昨今の諸物価の高騰など町民の費用負担も配慮しながら検討を進めるとともに、様々なインセンティブを町民に示すことにより、ごみ減量を推進する手法も併せて検討する。

##### イ 町民に対する発生抑制の推進

###### 1) 食品ロスの削減

- 食品ロスの意味や食品ロス削減推進法の趣旨、内容及び削減方法等について、老若男女問わず理解がされやすい普及啓発を行う。
- 小盛りメニューといった食べ残しが出にくいメニューの利用を推奨する。また、ドギーバッグの普及推進を行う。
- フードバンク・フードドライブ事業への参加を呼び掛ける。

###### 2) 生ごみの減量化

- 生ごみ処理機・コンポストの購入補助の実施や水切り運動の実践を呼びかけ、生ごみの減量化を推進する。

###### 3) 容器包装廃棄物の削減

- マイバッグの持参等によるレジ袋の削減を推奨する。

##### ウ 町民に対する再使用の推進

###### 1) 修理品の再利用

- リフォーム教室の開催等を通じて、壊れたものを簡単に捨てずに修理して使うことを推奨する。

###### 2) リユース市場の活用

- フリーマーケットやバザー等の開催を支援し、古着等のリユースを推進する。

##### エ 町民に対する再生利用の推進

###### 1) 分別の徹底

- 分別区分に則したごみの排出を徹底するよう働きかける。

###### 2) 製品プラスチックの資源化

- 令和10年度の（仮称）神崎郡ごみ処理施設の稼働に合わせて、製品プラスチックの資源化を開始する。

### 3) 集団回収への助成

○集団回収への助成を継続する。

## オ 町民に対する環境教育・学習の推進

### 1) 環境問題を考える機会の創出

○施設の見学会や各種広報ツールを活用しながら、食品ロス削減や分別排出の重要性等、ごみや環境について考える機会を提供する。

## カ 事業者に対するごみの発生抑制の推進

### 1) 排出者責任の浸透

○事業活動から排出されたごみの処理や資源化の責任について浸透を図る。

### 2) 食品ロスの削減

○飲食業を営む事業者の小盛りメニューといった食べ残しが出にくいメニューの設定を依頼する。また、ドギーバッグの普及推進を行う。

○飲食業を営む事業者に大型生ごみ処理機の導入等といった資源化への協力を依頼する。

○食品関連事業者にフードバンク・フードドライブ事業への参加を呼び掛ける。

### 3) ごみの適正排出・処理への誘導

○事業者に対して、許可業者からの間接的指導及び町からの直接的指導、啓発等を行い、事業系ごみの減量化・資源化、分別の徹底に努めるように協力を依頼する。

### 4) 展開検査の実施

○展開検査を実施し、不適正排出を行っている業者に対しては指導を行う。

### 5) 受入料金の見直し検討

○新施設の稼働に合わせて受入料金の見直しを検討する。

## (2) 処理体制

### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

本地域の生活系ごみ処理体制について、市川町と神河町は中播北部クリーンセンターでごみ処理を行っている。一方、福崎町は令和4年3月のくれさかクリーンセンターの稼働停止後は、姫路市の市川美化センターにごみ処理を委託している。令和10年4月以降は、(仮称)神崎郡ごみ処理施設の稼働に合わせて、市川町、福崎町、神河町の3町でごみ処理広域化を行う計画であり、既に令和5年10月に建設工事の発注を行っている。

以上のことから、令和6年度～令和9年度においては現在と同様のごみ処理体制を継続するが、令和10年4月以降はごみ処理体制及び分別区分が変更となる。詳細については現在、3町で調整を行っているところであるが、新たに製品プラスチックの分別・資源化を開始する計画としている。

家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後を表3に示す。

### < (仮称) 神崎郡ごみ処理施設の概要 (予定) >

○処理方式：ストーカ式焼却

○規模：44t/日

○リサイクル施設（規模：12.1t/日）併設

表5 家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (R4年度)										今 後 (令和11年度)									
市川町・神河町					福岡町					中播北部行政事務組合(市川町、福岡町、神河町)									
分別区分	処理方法		処理施設等		分別区分	処理方法		処理施設等		分別区分	処理方法		処理施設等						
			一次処理	二次処理				一次処理	二次処理				一次処理	二次処理					
燃えるごみ	リサイクル	燃料化	中播北部クリーンセンター	燃焼	可燃ごみ	焼却	熱回収	市川美化センター	(焼却灰)(飛灰)大阪湾フェニックスセンター	燃えるごみ	焼却	熱回収	(仮称)神崎郡ごみ処理施設	(焼却灰)セメント化、大阪湾フェニックスセンター(飛灰)大阪湾フェニックスセンター					
燃えないごみ	複合	破砕・選別・資源化			粗大ごみ	不燃ごみ	複合	破砕・選別・焼却・資源化	委託	剪定くずその他	焼却(姫路市へ委託)資源化	粗大ごみ		複合	破砕・選別・焼却・資源化	委託	処理委託		
粗大ごみ																		委託	蛍光灯
塩ビ製品	リサイクル	選別・保管			委託	蛍光灯	乾電池	選別・保管	委託	資源化	資源化	有害ごみ		選別・保管	委託	再資源化	処理委託		
有害ごみ																		委託	資源化
布類	リサイクル	保管			RDF化後に売却または資源化	空カン	破砕・選別・圧縮	選別・保管	資源化	資源化	資源化	布類		保管	資源化	(仮称)神崎郡ごみ処理施設	再資源化		
紙類																		保管	資源化
紙製容器包装	リサイクル	保管			資源化	ミックスペーパー	リサイクル	保管	資源化	資源化	資源化	紙製容器包装		保管	資源化	(仮称)神崎郡ごみ処理施設	再資源化		
金属類・缶類																		破砕・選別・圧縮	資源化
びん類・その他	リサイクル	選別・保管			資源化	プラスチック製容器包装	リサイクル	選別・圧縮・梱包	資源化	資源化	資源化	びん類・その他		選別・保管	再資源化	(仮称)神崎郡ごみ処理施設	再資源化		
容器包装プラスチック			選別・圧縮・梱包	資源化									プラスチック製容器包装					リサイクル	選別・圧縮・梱包
ペットボトル	リサイクル	選別・圧縮・梱包	資源化	引越しなど多量ごみ	複合	破砕・切断・資源化	資源化	資源化	資源化	ペットボトル	選別・圧縮・梱包	再資源化	(仮称)神崎郡ごみ処理施設	再資源化					
															選別・圧縮・梱包	資源化	プラスチック製容器包装	リサイクル	選別・圧縮・梱包

1) 新たな処理システムの検討

a) 分別、収集運搬体制の見直し

○分別区分や収集運搬体制を（仮称）神崎郡ごみ処理施設の稼働に合わせて見直す。

b) ごみ処理手数料の見直し

○必要に応じて、搬入ごみの処理手数料の見直しを検討するほか、有料による収集制度について検討する。

2) 適正処理の推進

a) ごみの適正排出・処理への誘導

○収集や処理時の火災事故の原因となるごみの排出や処理が困難なごみの排出等が行われないよう、ごみの適正排出に関する周知・啓発に努める。

b) 効率的で適正な処理体制の構築

○ごみ処理施設の適正な維持管理に努める。

c) 最終処分場の安定的な確保

○既存最終処分場の長期利用を目指す。  
○最終処分量の抑制を図るため、焼却残渣の削減に努める。

d) 災害廃棄物対策

○災害発生時における災害廃棄物の処理に、適切に対処できる施設を整備する。

### 3) 新たなごみ処理施設の整備

○安定的かつ確実なごみ処理を行うため、(仮称) 神崎郡ごみ処理施設の令和 10 年 4 月の稼働を目指す。

### イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

本地域の事業系ごみ処理体制について、現状、生活系ごみの分別区分に準じて処理を行っているが、(仮称) 神崎郡ごみ処理施設の稼働後には、事業系ごみの処理体制も変更となる。処理体制の変更時には、ごみの適正排出や排出者責任及び拡大生産者責任について周知・啓発するとともに、処理手数料の見直し等といった事業系ごみの減量を目的とした施策を併せて実施し、事業系ごみの減量に努める。

### ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状、併せ産廃は取り扱っておらず、今後も取り扱う予定はない。

## (3) 処理施設の整備

### ア 廃棄物処理施設

上記(2)に示す処理を行うため、令和 10 年度の稼働を目指し、表 6 のとおり必要な施設整備を行う予定である。

表 6 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置 予定地	事業 期間	国土 強靱化
1	ごみ焼却施設 (仮称) 神崎郡ごみ処理施設	・可燃ごみ処理施設整備事業	44t/日	神崎郡 市川町 浅野	R6 ～ R9	-
2	リサイクル施設 (仮称) 神崎郡ごみ処理施設	・リサイクルセンター整備事業	12.1t/日	神崎郡 市川町 浅野	R6 ～ R9	-

(整備理由)

事業番号 1 既存焼却施設の老朽化、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進

事業番号 2 既存リサイクル施設の老朽化、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化実施のため

#### (4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

##### ア 災害廃棄物への対応

災害発生時に備え、平常時においても県や周辺自治体と連携して円滑な相互支援・協力体制の整備を図るものとする。また、各町における災害廃棄物処理基本計画の策定検討を令和6年度中から順次進めていく。

##### イ 不法投棄対策

地域や警察と連携し、監視・指導・防止体制の強化、定期的な清掃や監視カメラ及び看板の設置等の活動によって不法投棄を未然に防ぐ環境づくりを推進する。

また、不法投棄に対して、警察との連携等、迅速に対応できる体制を整備する。

### 4 計画のフォローアップと事後評価

#### (1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を公表するとともに、必要に応じて、兵庫県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

#### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。





添付資料



様式 1

循環型社会形成推進交付金事業等実施計画総括表 (1/2)

1 地域の概要

(1) 地域名	兵庫県 神崎郡地域	(2) 地域内人口	40,656人 (令和4年10月31日現在)	(3) 地域面積	330.69km <sup>2</sup>
(4) 構成市町村等名	市川町、福崎町、神河町、中播北部行政事務組合	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪、(山村) 半島 (過疎) その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村:市川町、神河町、福崎町 設立年月日:平成10年11月9日				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量に対する割合)						目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和11年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	4,373	4,407	4,416	4,278	4,468	4,295	4,070 (R4年度比-5.2%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.0	2.1	2.1	2.1	2.2	2.1	2.0 (R4年度比-4.8%)
	生活系 総排出量(トン)	8,876	8,765	9,043	9,326	8,845	8,649	7,804 (R4年度比-9.8%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	183	179	189	199	191	190	178 (R4年度比-6.3%)
	合計 事業系家庭系の総排出量合計(トン)	13,249	13,172	13,459	13,604	13,313	12,944	11,874 (R4年度比-8.3%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	総資源化量(トン)	4,226 (30.9%)	4,409 (32.4%)	4,295 (31.2%)	4,338 (31.5%)	4,195 (31.1%)	4,297 (32.6%)	1,986 (16.5%)
エネルギー回収量	(年間の発電電力量 MWH)	-	-	-	-	-	-	0
	(年間の熱利用量 GJ)	-	-	-	-	-	-	14,900
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	1,412 (10.7%)	1,356 (10.3%)	1,439 (10.7%)	1,536 (11.3%)	1,499 (11.3%)	1,453 (11.2%)	1,700 (14.3%)

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

中播北部行政事務組合が令和5年度に改定する一般廃棄物処理基本計画と循環型社会形成推進交付金事業実施計画の目標値は同値である。  
また、令和4年度に福崎町が策定した一般廃棄物処理基本計画とも整合が取れている。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月日	想定される浸水深と対策	備考
固形燃料化施設	中播北部クリーンセンター	中播北部行政事務組合	ごみ燃料(RDF)化方式	27トン/日	H15.4	R10.3	未定	(浸水深:0m)	R10.4～新設ごみ処理施設
破碎・選別施設	くれさかクリーンセンター	くれさか環境事務組合	全連続燃焼式流動床炉	16トン/日(破碎) 1トン/日(切断)	H8.4	R10.3	未定	(浸水深:0m)	R10.4～新設リサイクルセンター
	中播北部クリーンセンター リサイクルプラザ	中播北部行政事務組合	破碎・選別・圧縮	10トン/日	H16.1	R10.3	未定	(浸水深:0m)	R10.4～新設リサイクルセンター
最終処分場	くれさかクリーンセンター 埋立処分施設	くれさか環境事務組合	管理型	127,000m <sup>3</sup>	H8.4	-	未定	(浸水深:0m)	
	市川町一般廃棄物埋立最終処分場	市川町	管理型	45,000m <sup>3</sup>	H15.3	-	未定	(浸水深:0m)	
し尿処理施設	中播衛生センター	中播衛生施設事務組合	膜分離高負荷生物脱窒 素+活性炭吸着	95kl/日	H8.3	-	未定	想定される浸水深:3～5m 対策:自家発電設備を備え、災害時にも中央制御室、中央制御コンピューターを稼働できるようにしている。電気室を2階、自家発電室を3階に設定している。	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品 化を実施するための 施設整備事業	備考
ごみ焼却施設	(仮称)神崎郡ごみ処理施設	中播北部行政事務組合	全連続燃焼式 (ストーカ式)	44トン/日	R10.3	既存焼却施設の老朽化、エネルギーの高効率改修・有効利用の促進	無	-	(浸水深:0m)	-	
リサイクルセンター			再資源化方式	12.1トン/日		既存リサイクル施設の老朽化、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化のため				○	

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模	事業期間			国土 強靱 化地 域計 画	総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備 考		
				単位	開始	終了		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度			
○マテリアルリサイクル等に関する事業								3,865,300	352,100	430,700	1,448,400	1,434,100	0	3,085,516	145,900	253,100	1,380,500	1,306,016	0	
リサイクルセンター整備事業	2	中播北部行政事務組合	44	t/日	R6	R9	—	3,665,300	352,100	430,700	1,448,400	1,434,100		3,085,516	145,900	253,100	1,380,500	1,306,016		全体事業 (R5~R9)
○エネルギー回収等に関する事業								7,710,100	740,700	854,200	2,877,200	3,238,000	0	5,181,485	307,100	503,900	2,185,200	2,185,285	0	
ごみ焼却施設整備事業	1		12.1	t/日	R6	R9	—	7,710,100	740,700	854,200	2,877,200	3,238,000	0	5,181,485	307,100	503,900	2,185,200	2,185,285	0	全体事業 (R5~R9)
新設		中播北部行政事務組合			R6	R9	—	7,710,100	740,700	854,200	2,877,200	3,238,000		5,181,485	307,100	503,900	2,185,200	2,185,285		
合 計								11,375,400	1,092,800	1,284,900	4,325,600	4,672,100	0	8,267,001	453,000	757,000	3,565,700	3,491,301	0	

中播北部行政事務組合：市川町、神河町、福崎町

## 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 兵庫県

(1) 事業主体名	中播北部行政事務組合
(2) 施設名称	リサイクルセンター
(3) 工 期	令和6年度～令和9年度 (全体：令和5年度～令和9年度)
(4) 施設規模	処理能力 12.1t/日
(5) 処理方式	破碎、選別、圧縮、梱包、保管
(6) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化と循環型社会を形成するため、最新の技術動向を考慮し、資源化率の向上につながるマテリアルリサイクル推進施設を整備する。
(7) 廃焼却施設解体工事の 有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	
--------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	
--------------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 総事業計画額	3,665,300千円（全体：3,680,300千円） うち、交付対象事業費 3,085,516千円（全体：3,100,516千円）
-------------	--

## 施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 兵庫県

(1) 事業主体名	中播北部行政事務組合
(2) 施設名称	(仮称) 神崎郡ごみ処理施設
(3) 工期	令和6年度 ~ 令和9年度 (全体：令和5年度 ~ 令和9年度)
(4) 施設規模	44 t / 日
(5) 形式及び処理方式	ストーカ式焼却
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無            有 (発電効率：未定)    ・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収率：10%以上)    ・ 無
(7) 地域計画内の役割	可燃ごみの焼却、エネルギー回収・有効利用
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

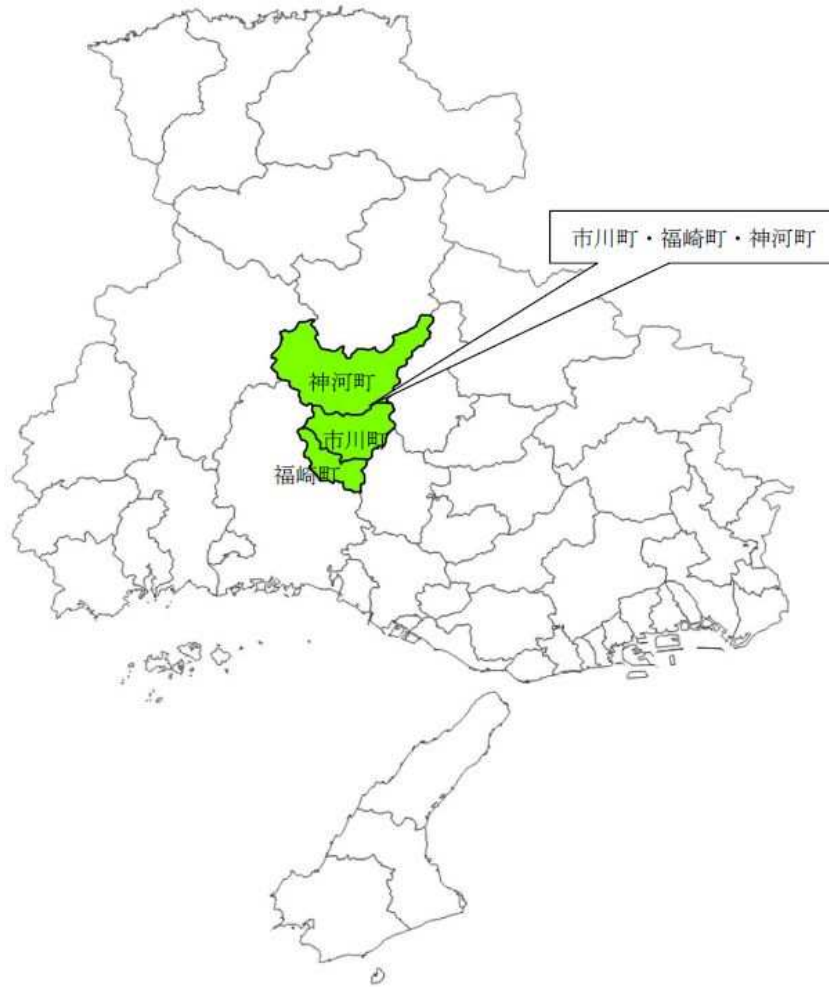
「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	kWh / ごみ t
(11) バイオガスの利用 計画	

(12) 事業計画額	7,710,100千円 (全体：7,745,100千円) うち、交付対象事業費 5,181,485千円 (全体：5,216,485千円)
------------	--

## 別添資料

### 1) 対象地域図

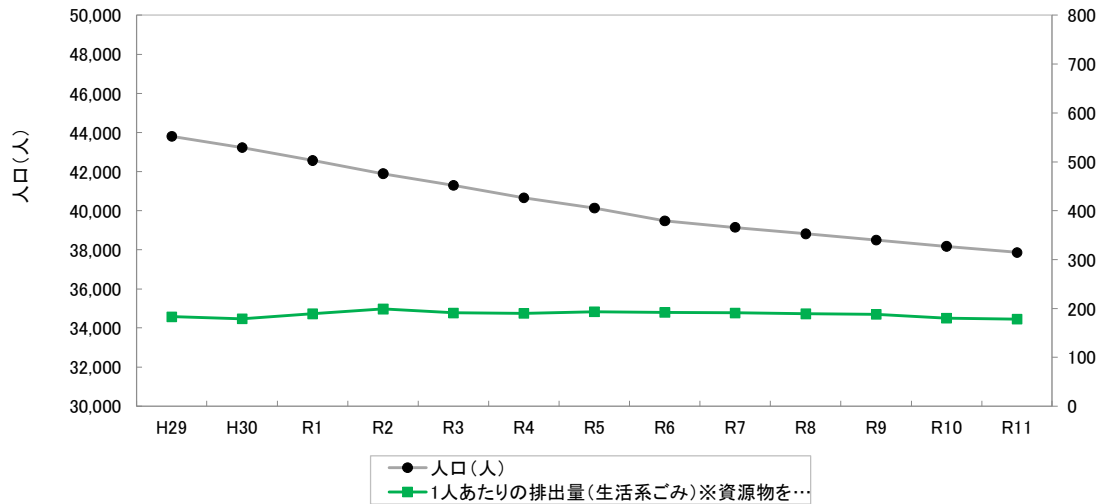




## 2) トレンドグラフ

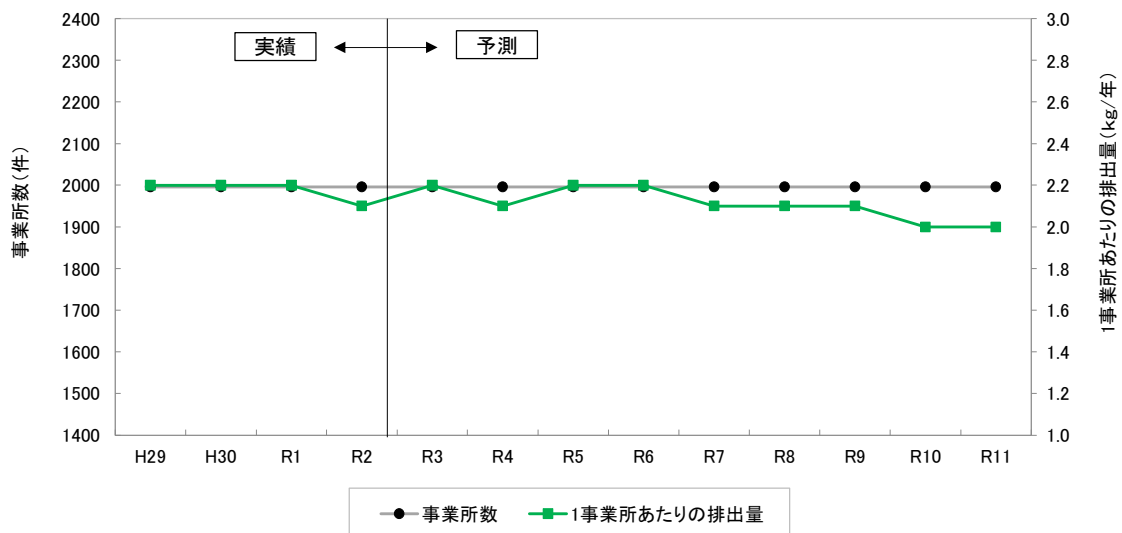
### (1) 人口・1人あたりの排出量

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
人口(人)	43,806	43,234	42,573	41,896	41,290	40,656	40,137	39,479	39,146	38,820	38,498	38,179	37,864
1人あたりの排出量(生活系ごみ)(kg/人)	183	179	189	199	191	190	193	192	191	189	188	180	178



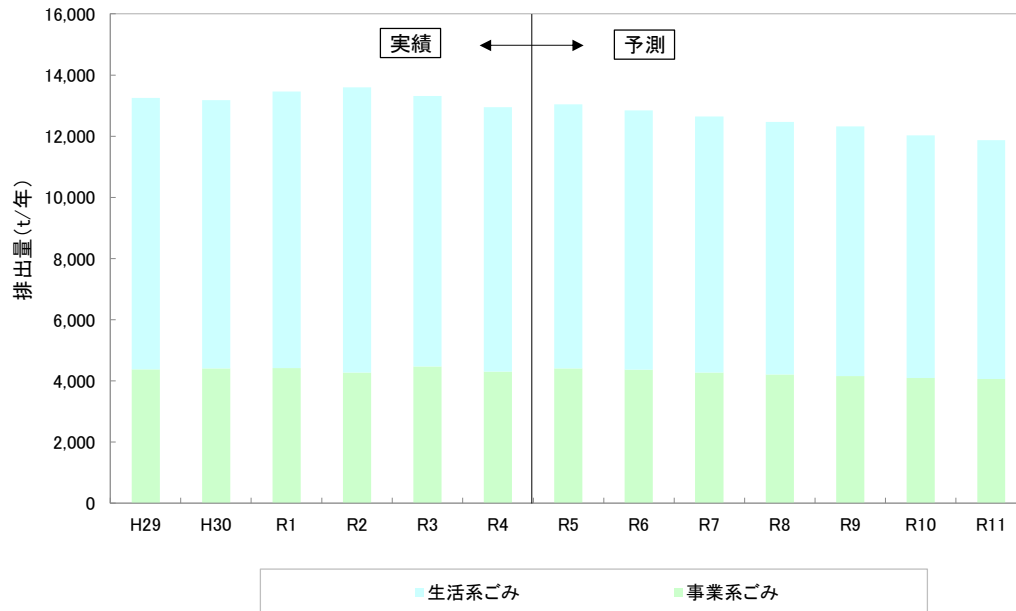
### (2) 事業所数・1事業所あたりの排出量

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業所数(件)	1996	1996	1996	1996	1996	1996	1996	1996	1996	1996	1996	1996	1996
1事業所あたりの排出量(t/事業所)	2.2	2.2	2.2	2.1	2.2	2.1	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.0	2.0



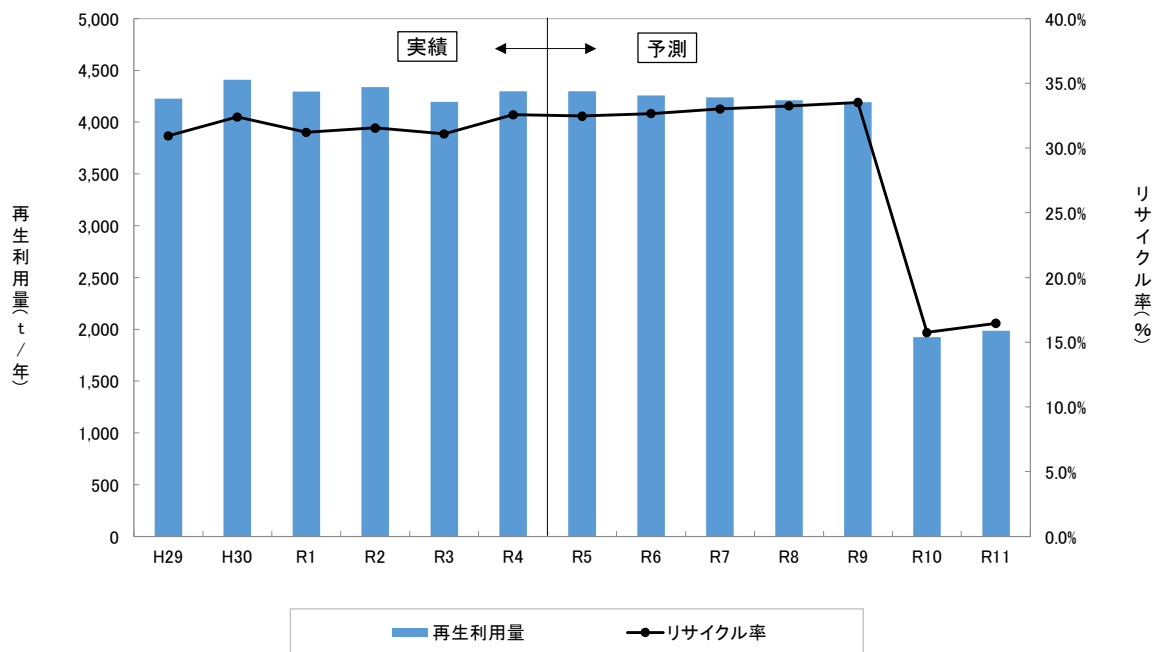
### (3) 事業系・生活系総排出量

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
生活系ごみ (t/年)	8,876	8,765	9,043	9,326	8,845	8,649	8,638	8,473	8,373	8,259	8,164	7,931	7,804
事業系ごみ (t/年)	4,373	4,407	4,416	4,278	4,468	4,295	4,401	4,365	4,270	4,209	4,159	4,093	4,070



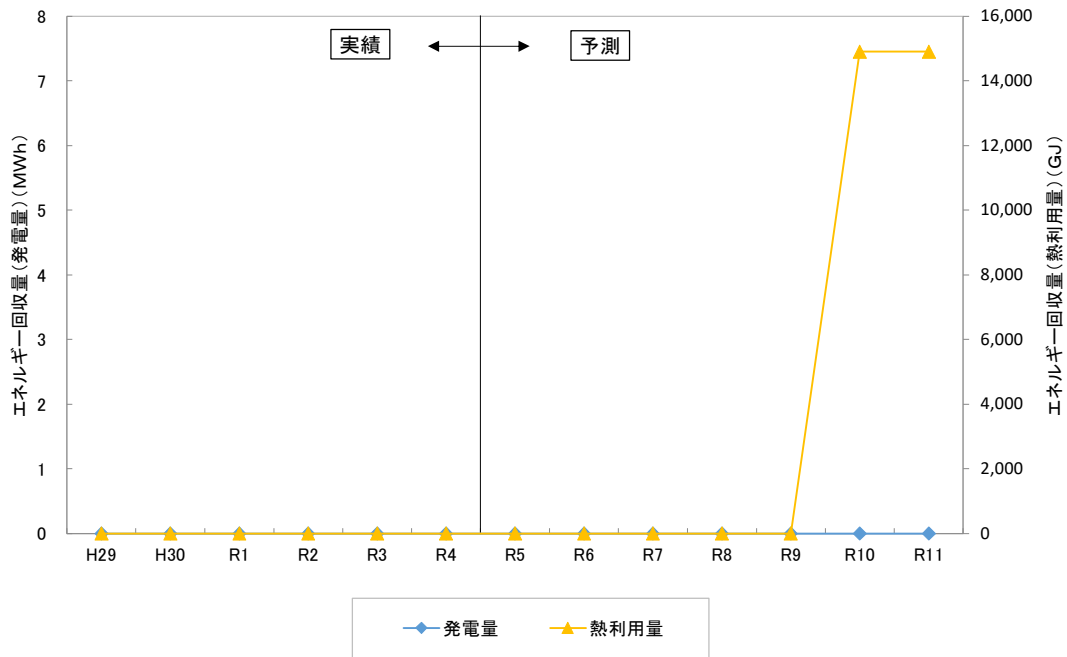
### (4) 総資源化量・リサイクル率

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
総資源化量 (t/年)	4,226	4,409	4,295	4,338	4,195	4,297	4,298	4,257	4,238	4,210	4,193	1,924	1,986
リサイクル率	30.9%	32.4%	31.2%	31.5%	31.1%	32.6%	32.5%	32.7%	33.0%	33.3%	33.5%	15.8%	16.5%



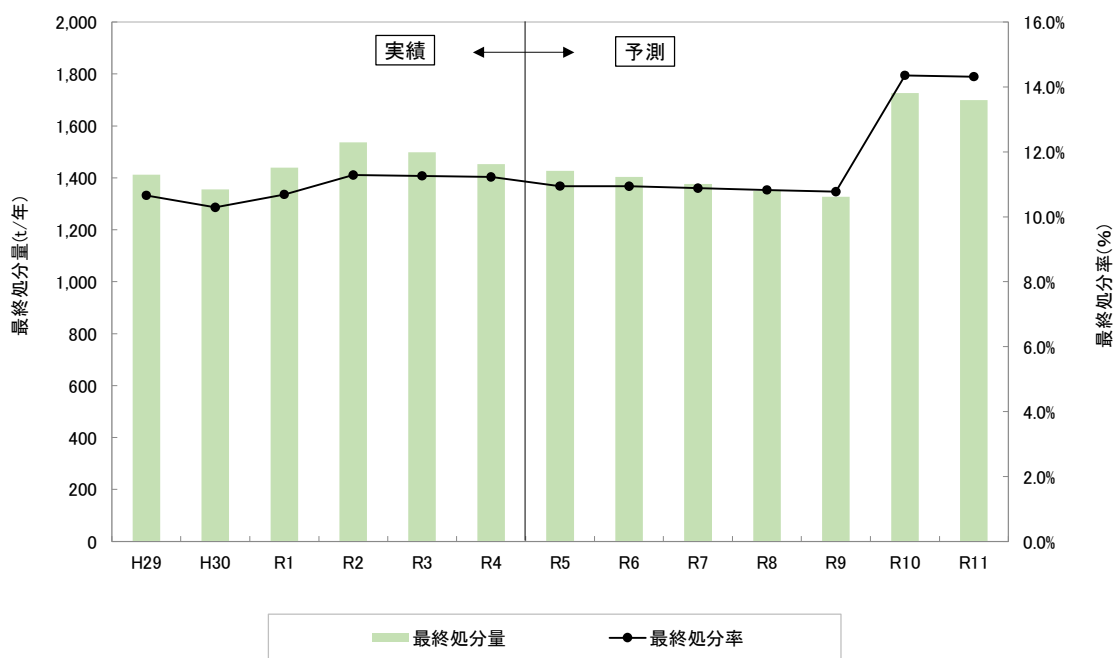
### (5) エネルギー回収量

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
発電量 (MWh)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熱利用量 (GJ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,900	14,900

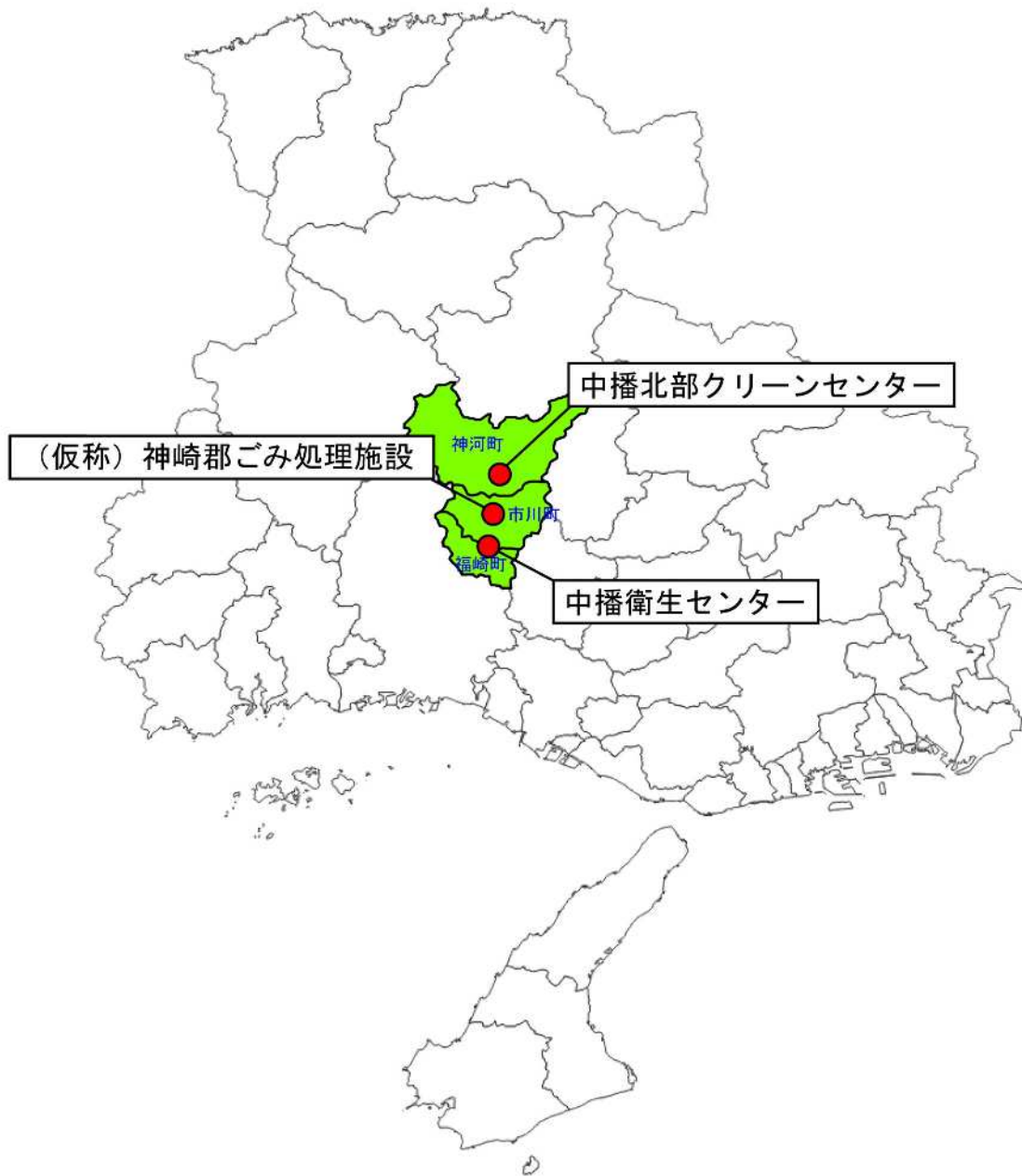


### (6) 最終処分量・最終処分率

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
最終処分量 (t/年)	1,412	1,356	1,439	1,536	1,499	1,453	1,427	1,404	1,376	1,350	1,327	1,727	1,700
最終処分率	10.7%	10.3%	10.7%	11.3%	11.3%	11.2%	10.9%	10.9%	10.9%	10.8%	10.8%	14.4%	14.3%



### 3) 地域内の施設の現況と予定（位置図）



番号	施設名	施設種別	型式及び処理方式	処理能力（単位）	供用開始
①	中播北部クリーンセンター	固形燃料化施設	ごみ燃料化方式	27t/日	H15.4
		リサイクル施設	再資源化方式	10t/日	H16.1
②	中播衛生センター	し尿処理施設	浄化槽汚泥対応型 膜分離高負荷生物 脱窒素処理方式	し尿：14kl/日 浄化槽汚泥：81kl/日	H8.3
③	(仮称) 神崎郡ごみ処理施設	ごみ焼却施設	全連続燃焼式 (ストーカ式)	44t/日	R10.3 (予定)
		リサイクル施設	再資源化方式	12.1t/日	

#### 4) 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ

※災害が想定されない地域、ハザードを除く

##### ① 中播北部クリーンセンター

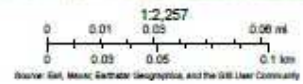
○土砂災害警戒区域に該当

神河町ハザードマップ



2023/11/9 10:16:54

	河岸侵食		0.5m～1.0m未満の区域		4.0m～5.0m未満の区域		土砂災害警戒区域_崩壊斜
	泥礫流		1.0m～2.0m未満の区域		5.0m以上の区域		土砂災害警戒区域_土石流
	想定最大規模降雨		2.0m～3.0m未満の区域		土石流危険渓流		
	0.5m未満の区域		3.0m～4.0m未満の区域		土砂災害特別警戒区域		

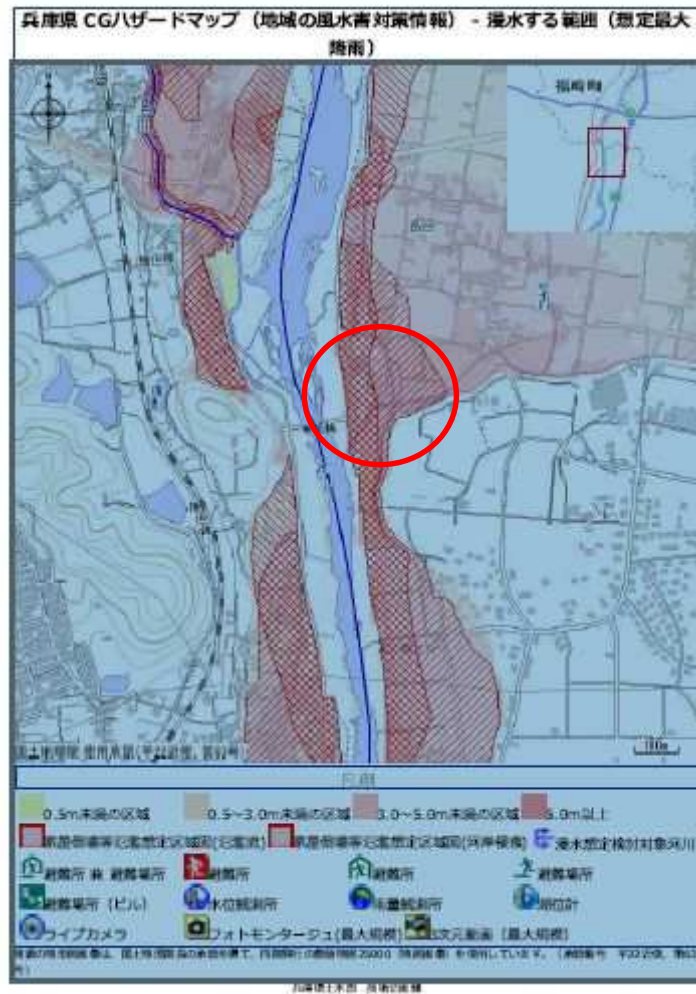


Source: Gei, Muro, Earthstar, Geoglyphs, and the GIS User Community

神河町  
環境部

② 中播衛生センター

○3.0~5.0m未満の浸水域に該当



③ (仮称) 神崎郡ごみ処理施設

○該当なし



焼却施設の整備に伴う目標年次における再生利用率及び最終処分率の見込みについて

当組合では平成 15 年度から RDF 化施設により可燃ごみ等を固形燃料化し、再生利用率の向上及び最終処分量の削減に取り組んできた。

施設建設当初は、組合施設で製造した RDF は有償で売却していたものの、現在においては RPF の需要が高く、RDF は処理を委託（逆有償による売却）しており、当該処理費用が財政的な負担となり、長期的かつ安定的なごみ処理施設の稼働の障害となっている。

また、RDF 化施設は、その稼働において多量の灯油を使用する等、焼却施設と比較して CO2 が排出された資源を大量に使用するため、2050 年カーボンニュートラルを目指す上では、RDF 化施設を更新するより焼却施設を新設した方が有利である。なお、焼却施設においては、熱回収等の実施やその他技術の導入により、従来に比べさらに温室効果ガスの削減が期待できる。

住民からは、安全・安心・安定的なごみ処理が高く求められており、維持管理の面での危険性（加工した RDF は可燃性であり、蓄燃による火災の懸念）が指摘されたり、前述のように安定的な稼働に財政的な障害があり得る RDF 化施設を更新することが困難である。

以上から、当組合は RDF 化施設を更新せず、焼却施設を新設することとした。

RDF 化施設から焼却施設に切り替えることにより、資源化量が減少し、最終処分量が増加することとなるが、製品プラスチックの資源化や、容器包装の資源化促進施策等を実施することにより、RDF を除く資源化量（率）は現状から目標年次において増加する見込みである。（表 1）

また、今後焼却処理に切り替える対象物以外のごみで、現時点においても埋立処分を行っている廃棄物については、埋立減量の取組（最終処分場への搬入時に資源化可能なごみの有無を確認のうえ、再分別を行う）により、現状から目標年次において最終処分率が減少する見込みである。また、焼却処理により発生する焼却残渣については、一部セメント原料化や山元還元等による資源化の取組を推進する予定である。なお、製造した RDF は燃料として焼却されるため、トータルの最終処分量は、焼却処理と固形燃料化では差がないものと考えられる。

表 1 資源化量の比較

	令和 4 年度		令和 11 年度	
	数量(t)	再生利用率	数量(t)	再生利用率
総資源化量	4,297	32.6%	1,986	16.5%
RDF 施設による資源化	2,674	20.3%		
その他の資源化	1,623	12.3%		

表 2 最終処分量の比較

	令和 4 年度		令和 11 年度	
	数量(t)	最終処分率	数量(t)	最終処分率
最終処分量（焼却残渣除く）	300	2.3%	255	2.1%
最終処分量	1,453	11.2%	1,700	14.3%

